

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年1月20日

【発行者名】 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー
(Morgan Stanley Asset Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ローランス・マグロワール
(Director, Laurence Magloire)
取締役 アンドリュー・マック
(Director, Andrew Mack)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーグ L-2633 トレヴェエ通り6B
番
(6B, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 和 仁 亮 裕

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ

【事務連絡者氏名】 弁護士 和 仁 亮 裕
弁護士 坂 田 絵 里 子
弁護士 関 田 雅 和

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ

【電話番号】 03(6212)1200

**【届出の対象とした募集(売出)
外国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】** モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー
(Morgan Stanley Money Market Family)
米ドル・ファンド

**【届出の対象とした募集(売出)
外国投資信託受益証券の金額】** 記名式無額面受益証券。サブ・ファンドについて受益証券が発行・
募集される。
上限見込額は以下のとおりとする。
米ドル・ファンド 30億米ドル(約2,333億円)

(注) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」とい
う。)の円貨換算は、便宜上、平成23年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ド
ル=77.75円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年12月26日に提出した有価証券届出書の記載事項に変更が生じたので、本訂正届出書をもって訂正いたします。

2 【訂正の内容】

(注) 訂正箇所は下線または縦線を付して表示しております。

第一部 証券情報

(6) 申込単位

< 訂正前 >

(前 略)

・ 東海東京証券株式会社における円貨を指定した場合の申込単位は、1万円以上1円単位とし、外貨を指定した場合の申込単位は、100米ドル以上1米セント単位とする。(2012年1月4日以降の申込みについては1,000口以上1口単位に変更となる。)

また、東海東京証券株式会社において取扱う有価証券その他の利金・分配金、償還金または売却代金のうち、ファンドの建値通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合、東海東京証券株式会社が応じるものに限り1口以上1口単位とする。

なお、上記単位は変更されることがある。

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

・ 東海東京証券株式会社において取扱う有価証券その他の利金・分配金、償還金または売却代金のうち、ファンドの建値通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合、東海東京証券株式会社が応じるものに限り1口以上1口単位とする。

なお、上記単位は変更されることがある。

(後 略)

第二部 ファンド情報

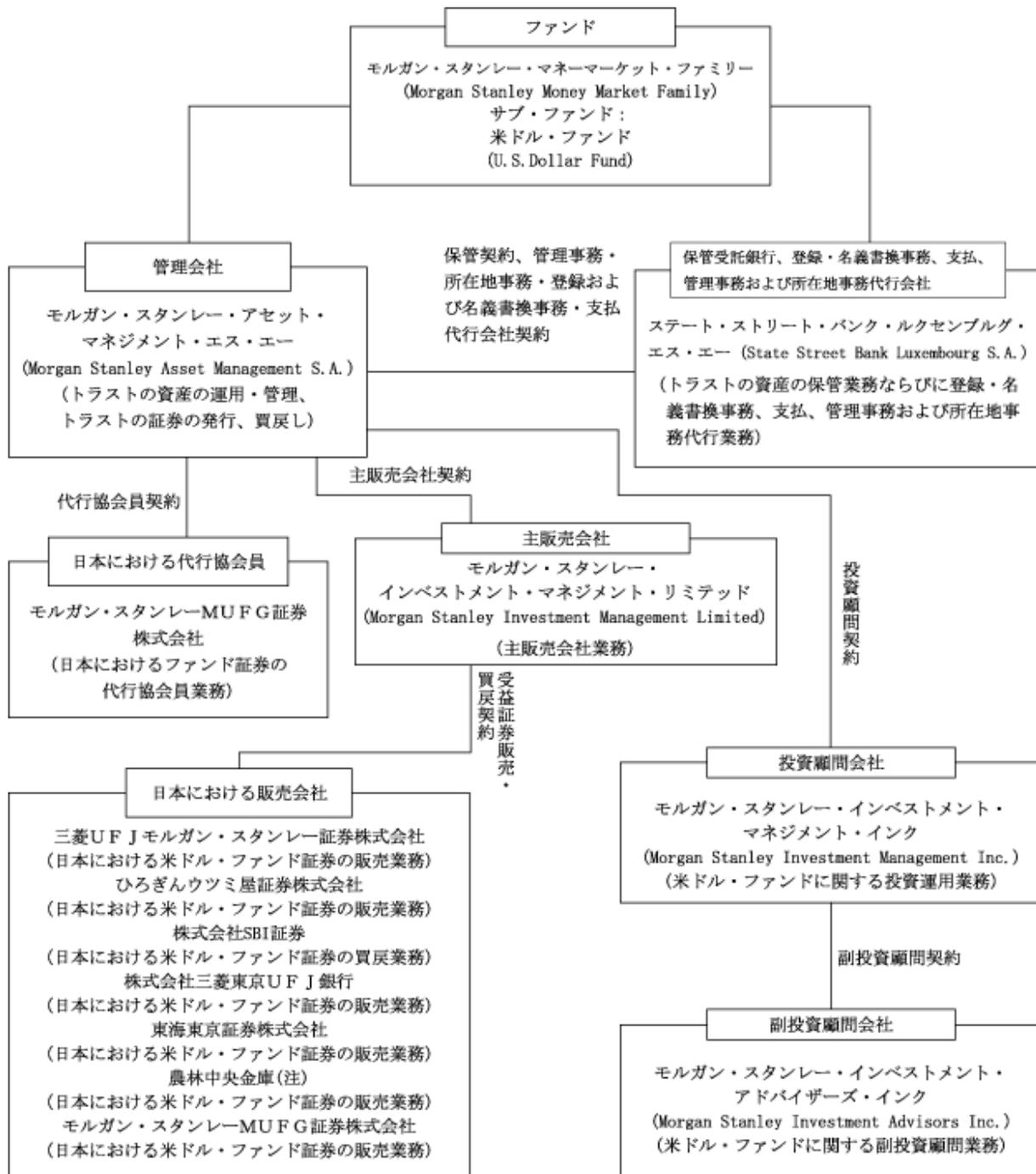
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み

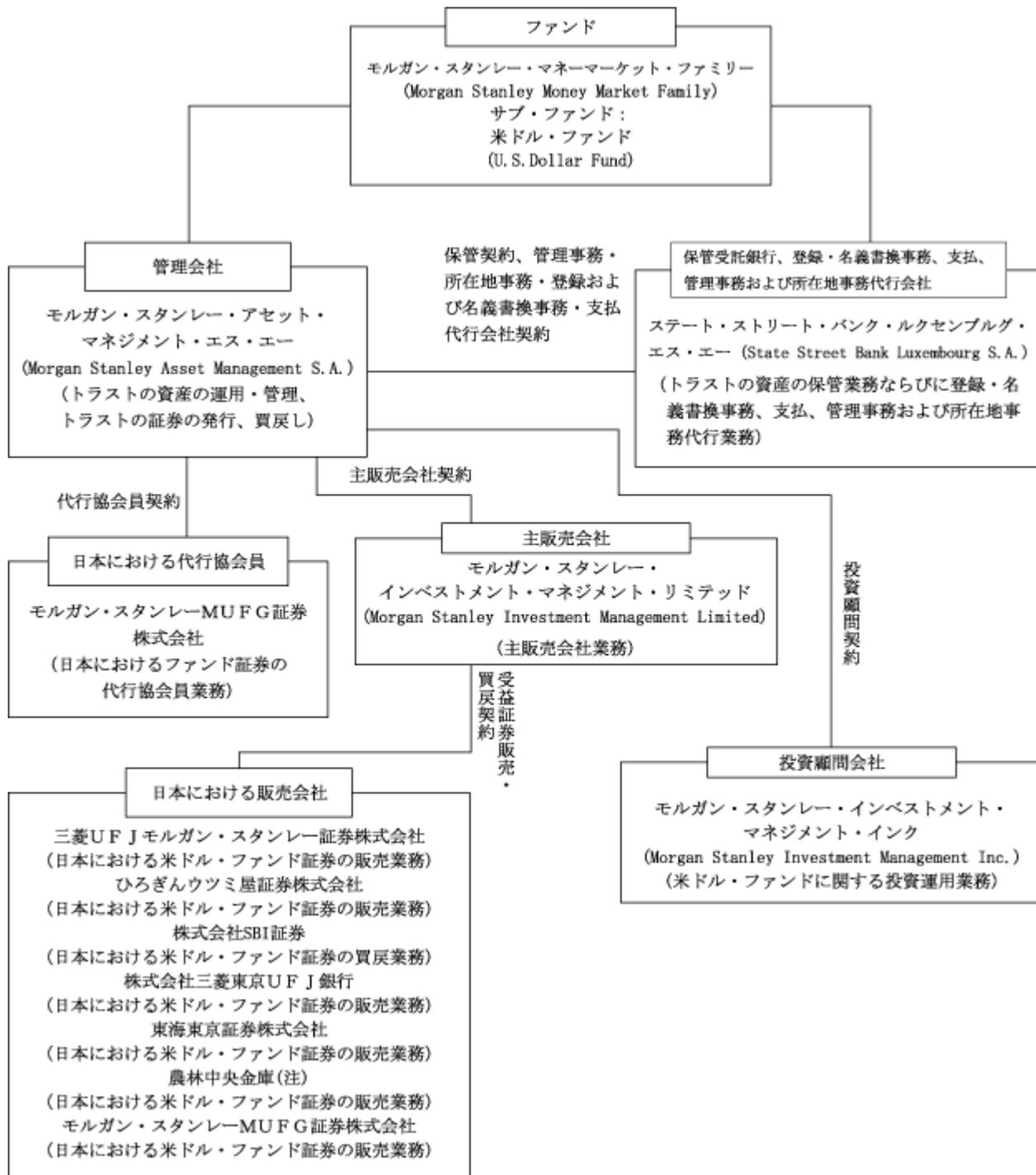


(注) 農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所を含む。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注) 農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所を含む。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

投資の基本方針および投資対象

投資元本を維持し高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を目的とする。

(中略)

ファンドは、以下の米ドル建ての格付の高い有価証券および証書のみを投資対象とする。

()取得時に、その当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券および証書に関連する金融上の諸手当(買戻し契約等の義務)を考慮した上で、12か月を超えないもの、または

()要項の定めにより、または当該証券、証書に関連する金融上の諸手当の効果により、当該証券および証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているもの、

ファンドの米ドルベースの加重平均満期は通常は90日以下である。

(中略)

ファンド資産は、米国財務省証券、米国政府の機関や下部機関が発行しまたは利息もしくは元本の支払について保証する証券またはこれらの証券により担保された買戻し条件付契約(現先契約)に投資される。

ファンドはまた以下の種類の米ドル建債務証書にも投資する。格付けの高いICP、優良な銀行および金融機関が発行する格付けの高い債務証書(CD、BAおよび定期預金証書を含む。)、米国内外の企業が発行する格付けの高い短期債務証書、米国以外の政府、その機関または下部機関(国際機関を含む)が発行、保証する短期債務証書。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対しても投資を行わない。

また、ファンドは高い格付けを有し同種の取引を専門とする金融機関と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻し期間が経過する前には当該契約の対象である証券および債務証書を売却しない。

買戻し条件付契約は、ファンドがファンド証券の買戻し義務を常に履行できる程度に保有される。

ファンド資産の50%超は、日本国の法令または当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

<訂正後>

投資の基本方針および投資対象

投資元本を維持し高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を目的とする。

(中略)

ファンドは、以下の米ドル建ての格付の高い有価証券および証書のみを投資対象とする。

()取得時に、その当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券および証書に関連する金融商品(買戻し契約等の義務)を考慮した上で、397日を超えないもの、または

()要項の定めにより、または当該証券もしくは証書に関連する金融商品の効果により、当該証券および証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているもの、

ファンドの米ドルベースの加重平均満期は通常は60日以下であり、加重平均残存年限は120日を超えない、

(中略)

ファンドは、米国財務省証券、米国政府の機関や下部機関が発行したまたは利息もしくは元本の支払について保証する証券またはこれらの証券により担保された買戻し条件付契約(現先契約)に投資する、

ファンドはまた、格付けの高いコマーシャル・ペーパー(CP)、優良な銀行および金融機関が発行する債務証書(譲渡性預金証書(CD)、定期預金および銀行引受手形(BA)を含む)、米国内外の企業が発行する格付けの高い短期債務証書、米国以外の政府、その機関または下部機関(国際機関を含む)が発行、保証する短期債務証書のような種類の米ドル建債務証書にも投資する、

ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対しても投資を行わない、

ファンドは、投資信託に対する投資を、短期マネー・マーケット・ファンドの定義に従う投資信託への投資に限定する、

また、ファンドは高い格付けを有し同種の取引を専門とする金融機関と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻し期間が経過する前には当該契約の対象である証券および債務証書を売却しない。買戻し条件付契約は、ファンドがファンド証券の買戻し義務を常に履行できる程度に保有される、

ファンド資産の50%超は、日本国の法令または当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券規制当局委員会(CESR)の2010年5月19日付ガイドライン10-049の定めにより、ファンドは短期マネー・マーケット・ファンドとみなされる。ファンドは、上記のファンドの投資対象で詳述されたように、デリバティブおよび/または譲渡性のある債券以外の金融商品に投資を行う予定はない、

ファンドは短期の加重平均満期および加重平均残存年限を維持するため、ファンドへの投資は、ファンドが長期の加重平均満期または加重平均残存年限を維持する場合と違い、損失のリスクは低く投資家へのリターンが見込まれると期待されている、

(5) 投資制限

<訂正前>

(前略)

4 管理会社は、ファンドの純資産総額の5%を超えてオープン・エンド型の投資信託の株式または受益証券に投資を行うことはできない。管理会社は、いかなる会社型投資信託の株式も取得することはできない。管理会社と共通の経営もしくは管理または直接もしくは間接の実質的保有の関係がある管理会社または他の会社が運用する会社型投資信託の株式または契約型投資信託の受益証券への投資は、特定の地域または経済分野への投資を専門としてきた会社型投資信託または契約型投資信託の場合にのみ認められる。管理会社は、当該株式または受益証券の取得に関する取引に関し、いかなる報酬または費用も請求することはできない。その投資方針がファンドの投資方針と類似していない限り、そのような投資信託には投資しない。さらに、もしファンドとプロモーターが同一の投資信託に投資した場合、発行手数料またはその他の取得手数料および運用報酬または顧問報酬、そのように投資されたファンドの資産について請求されない。ただし、管理会社の取締役会は、ファンドが投資信託に関する2002年12月20日法第129条に従ってマネー・マーケット商品に集合的に投資するのが唯一の目的である投資信託に適用される減税率に適格である限り、管理会社はファンドに代わって他の投資信託の株式または受益証券に投資しない旨決議している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

4 管理会社は、ファンドの純資産総額の5%を超えてオープン・エンド型の投資信託の株式または受益証券に投資を行うことはできない。管理会社は、いかなる会社型投資信託の株式も取得することはできない。管理会社と共通の経営もしくは管理または直接もしくは間接の実質的保有の関係がある管理会社または他の会社が運用する会社型投資信託の株式または契約型投資信託の受益証券への投資は、特定の地域または経済分野への投資を専門としてきた会社型投資信託または契約型投資信託の場合にのみ認められる。管理会社は、当該株式または受益証券の取得に関する取引に関し、いかなる報酬または費用も請求することはできない。その投資方針がファンドの投資方針と類似していない限り、そのような投資信託には投資しない。さらに、もしファンドとプロモーターが同一の投資信託に投資した場合、発行手数料またはその他の取得手数料および運用報酬または顧問報酬、そのように投資されたファンドの資産について請求されない。ただし、管理会社の取締役会は、ファンドが投資信託に関する2010年12月17日法第175条に従ってマネー・マーケット商品に集合的に投資するのが唯一の目的である投資信託に適用される減税率に適格である限り、管理会社はファンドに代わって他の投資信託の株式または受益証券に投資しない旨決議している。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

< 訂正前 >

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、ファンドの資産から四半期毎に3,750米ドルの管理報酬を受領する権利を有する。

投資顧問会社は、ファンドの資産からファンドの日々の純資産総額の平均額の0.25%の年率による報酬から3,750米ドルを差引いた投資顧問報酬を各四半期末に後払いで受領する権利を有する。投資顧問会社は、米ドル・ファンドの副投資顧問会社に対する報酬の支払いについて責任を負う。

投資顧問会社および副投資顧問会社、ならびに日本の代行協会員および販売会社は、ファンドの純資産が十分でなくなった場合、ファンドの運用に報酬が及ぼす負担を軽減するために、当該各会社の裁量により、期限を定めることなく、当該各会社への報酬の全額あるいは一部を放棄することができる。半期中に請求される報酬は、継続的な報告書に開示される。

(後略)

< 訂正後 >

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、ファンドの資産から四半期毎に3,750米ドルの管理報酬を受領する権利を有する。

投資顧問会社は、ファンドの資産からファンドの日々の純資産総額の平均額の0.25%の年率による報酬から3,750米ドルを差引いた投資顧問報酬を各四半期末に後払いで受領する権利を有する。

投資顧問会社、ならびに日本の代行協会員および販売会社は、ファンドの純資産が十分でなくなった場合、ファンドの運用に報酬が及ぼす負担を軽減するために、当該各会社の裁量により、期限を定めることなく、当該各会社への報酬の全額あるいは一部を放棄することができる。半期中に請求される報酬は、継続的な報告書に開示される。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（前略）

(口)日本における販売

（中略）

東海東京証券株式会社における円貨を指定した場合の申込単位は、1万円以上1円単位とし、外貨を指定した場合の申込単位は、100米ドル以上1米セント単位とする。（2012年1月4日以降の申込みについては1,000口以上1口単位に変更となる。）

また、東海東京証券株式会社において取扱う有価証券その他の利金・分配金、償還金または売却代金のうち、ファンドの建値通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合、東海東京証券株式会社が応じるものに限り1口以上1口単位とする。

なお、上記単位は変更されることがある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(口)日本における販売

（中略）

東海東京証券株式会社において取扱う有価証券その他の利金・分配金、償還金または売却代金のうち、ファンドの建値通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合、東海東京証券株式会社が応じるものに限り1口以上1口単位とする。

なお、上記単位は変更されることがある。

（後略）

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「投資顧問会社」)

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額

2011年10月末日現在、396,557,504米ドル(約308億3,235万円)

事業の内容

(中略)

投資顧問会社の投資助言関連会社には、モルガン・スタンレー・インベストメント・アドバイザーズ・インク、ヴァン・カンペン・インベストメンツおよび米国以外の関連会社が含まれる。

(中略)

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.A.)

資本金の額

2011年10月末日現在、65,000,813ユーロ(約71億3,124万円)

(注) ユーロの円貨換算は、2011年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=109.71円)による。

事業の内容

1990年1月19日、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事している。

(4) モルガン・スタンレー・インベストメント・アドバイザーズ・インク(「副投資顧問会社」)

(Morgan Stanley Investment Advisors Inc.)

資本金の額

2010年10月末日現在、236,214,769米ドル(約183億6,570万円)

事業の内容

副投資顧問会社は、世界中の投資家に対する投資およびリスク管理ソリューションの提供に力を注ぐ顧客中心の投資運用会社である。30年以上の資産運用経験により、副投資顧問会社の投資戦略は、世界中のリスク/リターン領域、投資スタイル、ならびに株式、債券、オルタナティブおよび私募債市場を含む資産にまで及んでいる。副投資顧問会社は、世界中の様々な事務所の資産運用の専門家の能力を活用している。

(5) モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社(日本における「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

資本金の額

2011年9月末日現在、1,261億円

事業の内容

日本における証券会社として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種・第二種金融商品取引業に関する業務を行っている。

(6) 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年11月24日現在、405億円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

(7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年10月末日現在、61億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(8) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年9月末日現在、479億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(9) 株式会社三菱東京 U F J 銀行(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年10月末日現在、17,119億円

事業の内容

日本において銀行業務を営んでいる。

(10)東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年10月末日現在、60億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(11)農林中央金庫(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年10月末日現在、34,259億円

事業の内容

全国の農業協同組合、漁業組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需要調整、当該協同組織の信用力の維持向上および業務機能の補完を行っている。

なお、取次登録金融機関との間で証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結することがある。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

<訂正後>

(1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「投資顧問会社」)

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額

2011年10月末日現在、396,557,504米ドル(約308億3,235万円)

事業の内容

(中略)

投資顧問会社の投資助言関連会社には、米国以外の関連会社が含まれる。

(中略)

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.A.)

資本金の額

2011年10月末日現在、65,000,813ユーロ(約71億3,124万円)

(注) ユーロの円貨換算は、2011年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 109.71円)による。

事業の内容

1990年1月19日、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事している。

(4) モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社(日本における「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

資本金の額

2011年9月末日現在、1,261億円

事業の内容

日本における証券会社として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種・第二種金融商品取引業に関する業務を行っている。

(5) 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年11月24日現在、405億円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

(6) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年10月末日現在、61億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(7) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年9月末日現在、479億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(8) 株式会社三菱東京 U F J 銀行(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年10月末日現在、17,119億円

事業の内容

日本において銀行業務を営んでいる。

(9) 東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年10月末日現在、60億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(10) 農林中央金庫(「日本における販売会社」)

資本金の額

2011年10月末日現在、34,259億円

事業の内容

全国の農業協同組合、漁業組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需要調整、当該協同組織の信用力の維持向上および業務機能の補完を行っている。

なお、取次登録金融機関との間で証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結することがある。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

2 関係業務の概要

< 訂正前 >

(前略)

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.A.)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務ならびに登録および名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行業務(純資産価格の計算を含む。)等を行う。

(4) モルガン・スタンレー・インベストメント・アドバイザーズ・インク(「副投資顧問会社」)

(Morgan Stanley Investment Advisors Inc.)

投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク)に対し米ドル・ファンドに関する副投資顧問業務を行う。

(5) モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社(日本における「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

ファンド証券の代行協会員業務を行う。

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(8) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の買戻し業務を行う。

(9) 株式会社三菱東京UFJ銀行(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(10) 東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(11) 農林中央金庫(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

なお、農林中央金庫との間で証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関は、上記各業務の全部または一部を行う。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

<訂正後>

(前略)

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.A.)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務ならびに登録および名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行業務(純資産価格の計算を含む。)等を行う。

(4) モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社(日本における「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

ファンド証券の代行協会員業務を行う。

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(6) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(7) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の買戻し業務を行う。

(8) 株式会社三菱東京UFJ銀行(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(9) 東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(10) 農林中央金庫(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

なお、農林中央金庫との間で証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関は、上記各業務の全部または一部を行う。(農林中央金庫では、口座開設を伴う新規買付はできない。)

3 資本関係

<訂正前>

管理会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(日本における代行協会員および日本における販売会社)、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(投資顧問会社)、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(主販売会社)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・アドバイザーズ・インク(副投資顧問会社)の主要株主は、モルガン・スタンレーである。

<訂正後>

管理会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(日本における代行協会員および日本における販売会社)、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(投資顧問会社)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(主販売会社)の主要株主は、モルガン・スタンレーである。

第5 その他

<訂正前>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

(中略)

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネー・マーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成23年12月27日にその届出の効力が生じております。」との趣旨を示す記載。

(中略)

(2) 目論見書のファンドの目的・特色に、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況、2 投資方針」の主要内容を要約した以下のファンドの特色を記載することがある。

ファンドの特色

- ・ 米ドル建てで高格付け(A格以上)の短期金融商品に分散投資し、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を行うことを目的とします。
- ・ 米ドル建ての国債(財務省証券等)、格付けの高い債券、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金(CD)等の短期金融商品(満期12ヶ月以内)を中心に投資し、高い流動性を維持します。
- ・ 米ドルベースの加重平均満期を通常90日以下とします。
- ・ 毎日分配を行い、毎月最終取引日に再投資します。
- ・ 運用は、「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」が行います。

(後略)

<訂正後>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

(中略)

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネー・マーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成23年12月27日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年1月20日に関東財務局長に提出しております。」との趣旨を示す記載。

(中略)

(2) 目論見書のファンドの目的・特色に、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況、2 投資方針」の主要内容を要約した以下のファンドの特色を記載することがある。

ファンドの特色

- ・ 米ドル建てで高格付け(A格以上)の短期金融商品に分散投資し、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、継続的な収益の分配を行うことを目的とします。
- ・ 米ドル建ての国債(財務省証券等)、格付けの高い債券、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書(CD)等の短期金融商品(満期まで397日以内)を中心に投資し、高い流動性を維持します。
- ・ 米ドルベースの加重平均満期を通常60日以下とし、加重平均残存年限は120日を超えません。
- ・ 投資信託に対する投資を行う場合には、短期マネー・マーケット・ファンドに限定します。
- ・ ファンド資産の50%超は、金融商品取引法に定める有価証券(ただし、同法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に投資されます。
- ・ ファンドは、欧州証券規制当局委員会(CESR)のガイドラインの定めにより短期マネー・マーケット・ファンドとみなされます。
- ・ 毎日分配を行い、毎月最終取引日に再投資します。
- ・ 運用は、「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」が行います。

(後略)